

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

| | | | | | | | | |
|------------------------|--|---------------------------------|---|---|---------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| ①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲) | 2,853,000 円 | | | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| ②賃金改善実施期間 | 令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 6 月 (12 か月) | | | | | | | |
| 賃金改善を行う給与の種類 | <input type="checkbox"/> 基本給 | <input type="checkbox"/> 手当(新設) | <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) | <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 | <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| 具体的な取組内容 | (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 | | | | | | | |
| | ・各月及び賞与で処遇改善手当を支給 (支給額は、資格・経験・職責・業務内容・業務従事時間等を考慮して各人ごとに決定) 「介護職員」:一人当たり月額平均110,000円程度 ※賞与:加算による収入が月額で支給する当該手当の支給額を上回る場合、その差額 | | | | | | | |
| | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 | | | | | | | |
| | (上記取組の開始時期) | | 平成 24 年 4 月 | (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定) | | | | |

(2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

| | | | |
|--|---------------------------------|--|-------------------------------------|
| キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 | 加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 | | | |
| ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 | | | |
| ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 | | | |

| | | | |
|--|---|--|-------------------------------------|
| キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。 | 加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 | | | |
| ロ イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載) | <input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること 研修計画に沿って研修を実施し、人事考察評価シートによって能力評価を行う。 | | |
| | <input type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること | | |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。 | | | |

| | | | |
|--|--|--|-------------------------------------|
| キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。 | 加算Ⅰの場合は必ず「該当」 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 | | | |
| ロ 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。) | <input type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | | |
| | <input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 | | |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。 | | | |

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

(3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

| | | |
|----------------|--|-----|
| ホームページ への掲載 | <input checked="" type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 | () |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 | |
| 他の方法 による掲示等 | <input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | |

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| ①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計) | | 532,000 円 |
| ②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳) | | |
| 介 護 職 員 | i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額) | 478,800 円 319,200 円 (26,600 円) (66.67) % ← ○ 要 件 IX |
| | ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額) | 53,200 円 35,500 円 (2,958 円) (66.73) % ← ○ |
| そ 職 の 種 他 の | | |

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

| | | |
|---|--|---|
| 賃金改善 実施期間 | 令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月) | ○ |
| 賃金改善を行 う給与の種類 | ベースアップ等 (必ず選択) <input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われ る手当(新設) <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手 当(既存の増額) | |
| | 上記以外 (必ず選択) <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| (該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 | | |
| 具体的な取組 内容 | <p>各月及び賞与で特別処遇改善手当を支給 (支給額は、資格・経験・職責・業務内容・業務従事時間等を考慮して各人ごとに決定) 「介護職員」:一人当たり月額平均19,000円程度 「その他の職種」:一人当たり月額平均4,000円程度 ※賞与:加算による収入が月額で支給する当該手当の支給額を上回る場合、その差額</p> | |
| | ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 4 年 5 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定) | |

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

| 2 賃金改善計画について<共通> | |
|------------------|---|
| (2) | 処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること 特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること |
| (3) | 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること |

| 3 処遇改善加算の要件について | |
|-----------------|---|
| (1) | 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること |
| (2) | 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること 具体的な取組内容が記入・選択されていること |
| | 処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること |

| 4 特定加算の要件について | |
|---------------|--|
| (1) | 法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること 法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること 「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く) |
| (2) | 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること 「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること |
| (3) | 見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること |

| 5 ベースアップ等加算の要件について | |
|--------------------|--|
| (1) | 介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること |
| (2) | 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること |

| 6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算> | |
|----------------------------|--|
| | 処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること |

| 7 要件を満たすことの確認・証明<共通> | |
|----------------------|-------------------|
| | 必要な項目が全て選択されていること |

